

## IBM Algo Risk Service on Cloud

### 1. クラウド・サービス

「クラウド・サービス」については、以下に記載されていますが、一部使用許諾されたオファリングの「取引文書」で指定されています。「取引文書」は、提供されている「見積書」および「クラウド・サービス」の開始日および期間を確認する「証書 (PoE)」で構成されます。請求は、「クラウド・サービス」のプロビジョニング後に開始されます。

本「第1条」で使用される場合、「金融商品」とは、2つまたはそれ以上の企業間の各個別契約または各個別取引のうち、次の物に限定されないもののそれらを含む金融資産または有形資産の交換を定義する正味の所有をいいます。(a) 一意の証券識別コード (例: CUSIP、SEDOL、ISIN) で識別可能な流通証券、(b) 商業銀行の商品 (コーポレート・バンキング、SME バンキングおよびリテール・バンキングを含みます。)、(c) OTC または上場デリバティブ (ISDA 定義またはカスタマイズ契約で定義されているか否かは関係ありません。)、(d) 買い戻し契約および貸付有価証券、ならびに (e) 商品またはその他の有形資産。

#### 1.1 IBM Algo Risk Service on Cloud

「IBM Algo Risk Service on Cloud」は、ポートフォリオ構築、リスク管理およびレポート作成のためのソリューションを提供する、ウェブベースのホスト型マネージド・サービスです。「IBM Algo Risk Service on Cloud」は、ウェブベースの金融リスク測定と管理サービスで構成される「基本機能」を提供します。

「IBM Algo Risk Service on Cloud」は、基本的なリスク測度を夜間のバッチ処理によって計算し、計算結果を Web ポータルのインターフェースで提供します。このインターフェースでは、リスクの分析的な結果の操作および分析を実行できます。計算された特定のリスク測度の詳細な説明については、「クラウド・サービス」のインスタンスの構成に向けて整備された導入の作業指示書 (以下、「サービス詳細文書」といいます。) を参照してください。

##### a. データ要件

「IBM Algo Risk Service on Cloud」は、お客様が提供するポジションおよびその他の関連データと、市場データ、ベンチマーク・データ、およびその他の供給源から得たデータまたはそのいずれかを結合し、特定のリスク測度の計算を実行します。お客様のデータが適切に処理されることを確実にするために、お客様は、必要な製品データ、財務データおよびその他のデータを、データが提供される時点で有効なバージョンの「Algo Risk Service インプット・ファイル・ガイド」に規定する方法および形式で、IBM に適時に提供するものとします。これを履行できず、それでもなおデータを処理する場合は、導入作業指示書に規定された追加料金が課される場合があります。選択可能な「クラウド・サービス」の一部のオプションでは、1つ以上の第三者データ・ベンダーによって提供されたデータの処理が必要となります。お客様がこれらのオプションのいずれかをサブスクライブしている場合、お客様はこれらのオプションに必要なデータに関連し、かつ「クラウド・サービス」オファリングのアウトプットにも適用される、本「サービス記述書」の「別紙 A」および「別紙 B」の該当部分の契約条件に同意するものとします。より明確にするために記載しますが、お客様が第三者データ・プロバイダーを参照するデータ処理オプションのいずれもサブスクライブしていない場合、かかる条件はお客様には適用されません。一部のデータ・ベンダーは、お客様によるそのデータ使用に関する情報の提供を IBM に要求し、お客様は IBM が本情報を当該ベンダーに提供できること (ただし、「クラウド・サービス」を利用可能にする目的に限り) に同意するものとします。お客様に「クラウド・サービス」を提供するために必要とされる第三者データに対する IBM のアクセスが何らかの理由により制限される場合、いずれの当事者も本「サービス記述書」を終了することができ、IBM が終了する場合には、IBM は、お客様が支払い、終了日時点でまだ消費されていない料金の残高をお客様に払い戻します。

b. 財務リスク管理の留意事項

「クラウド・サービス」オフリングは、複雑な財務リスク管理計算を実施するように設計されており、通常、規制対象の金融業界で活動するお客様により使用されます。「クラウド・サービス」によるアウトプットはお客様が遵守義務を果たす上で役に立ちますが、「クラウド・サービス」オフリングの利用はいかなる法規、規格または慣行の遵守も保証するものではありません。「クラウド・サービス」オフリングによるアウトプットの正確性は、お客様が利用に供するコンテンツが正確であることをその条件とし、お客様は、かかるコンテンツ、ならびに、「クラウド・サービス」のアウトプットの使用、およびこれにより取得した結果に対して責任を負うものとしします。

c. 監査

IBM は、(a) 本期間中、年 1 回を限度として、お客様の要求に応じて、お客様の費用負担で、お客様の内外の監査人または調査員に、「クラウド・サービス」オフリングに対するアクセスを認め、(b) お客様の規制上の要件を満たすため必要な場合には、要求および合理的な事前の通知 (可能な場合) により、お客様の費用負担で、お客様またはお客様の内外の監査人もしくは調査員に対して、「クラウド・サービス」に関連する IBM の記録のコピーを閲覧に供し、c) 2002 年の米国サーベンス・オクスリー法 (および同法に起因する、同法と同様の、または同法の後継の法律、規則または指針) を遵守するためお客様が要求することのある、「クラウド・サービス」オフリングに関する情報について、お客様の費用負担でお客様の合理的な要求に従います。いかなる場合も、お客様およびお客様の監査人または調査員は、上述の活動の一部として開示または提供される情報を保護する IBM の標準的な機密保持契約を締結する必要があります。

このオフリングでは、以下の幅広いオプションとともに、日次、週次、または月次単位の処理スケジュールを利用できます。

## 1.2 オプション機能

### 1.2.1 IBM Algo Risk Service Optimizer on Cloud

「Algo Risk Service Optimizer on Cloud」は、適切な有価証券と適切な資産配分を選択して特定のリスク・アンド・リターン目標の達成を支援する、数値ソルバーです。このプロセスでは、取引のコスト、資産配分と資産集中のリミット、およびリスク・バジェットといった実際の制約を考慮することができるため、一連の最適化問題の構造化とモデル化を実現することもできます。

「IBM Algo Risk Service Optimizer on Cloud」では、以下を行うことができます。

- a. 加法的測度または加重加法的測度 (価格、リターン、ベータ、デュレーションなど) に関して、絶対目標値の達成
- b. ポートフォリオとベンチマークの間の加法的測度または加重加法的測度 (価格、リターン、ベータ、デュレーションなど) のマッチング
- c. ポートフォリオの期待値またはリターンの最大化
- d. 任意の信頼区間におけるポートフォリオの期待ショートフォール (推定テール・ロス) の最小化
- e. 任意の信頼区間におけるベンチマークに対するポートフォリオのアンダーパフォーマンス (レフト・テールにおける損益計算書 (P&L) の差) の最小化
- f. 絶対的基準に基づくポートフォリオの分散の最小化
- g. ポートフォリオとベンチマークの間のトラッキング・エラーの最小化

### 1.2.2 IBM Algo Risk Service Data Management on Cloud

「IBM Algo Risk Service Data Management on Cloud」では、複数のソースからのポジションと店頭取引 (OTC) トランザクション・データを「IBM Algo Risk Service on Cloud」に組み込み、リスクの計算に入力することができます。「IBM Algo Risk Service on Cloud」は、集約対象のポジションおよび OTC トランザクション・データを、「インプット・ファイル・ガイド」に規定されたとおりの形式でお客様に用意していただく必要があります。

### 1.2.3 IBM Algo Risk Service Counterparty Credit Risk Exposure on Cloud

「IBM Algo Risk Service Counterparty Credit Risk Exposure on Cloud」は、取引先企業の信用リスクのモニタリング、測定、および管理を可能にし、ポートフォリオ構成の変更が市場リスクおよび信用リスクの両方に与える影響に関する可視性を提供します。

- a. 市場リスクおよび信用リスクに対する表示画面を同じアプリケーション内で提供します。これには、ポートフォリオ構成を変更する場合の「what-if」分析へのアクセスのほか、市場リスクおよび信用リスクの両方に及ぶ影響を表示する機能が含まれます。
- b. 証拠金の閾値およびネット・ピーク・エクスポージャーなど、一連の新規出力属性を導入します。
- c. 以下を含む、重要な信用エクスポージャーの問題の特定および対処について、お客様を支援します。
  - (1) 大きなエクスポージャーが、企業内、取引先企業のどこに存在するかを地域およびファンドごとに特定し、翌営業日までの変更がそれらのエクスポージャーに対してどのように影響するかを特定
  - (2) 信用リスクに起因する潜在的な損失がどれくらい大規模かを判定
  - (3) 信用リスクの軽減手法の有効性評価および取引先企業と取引するための追加融資の有無の評価
  - (4) 信用リスク・リミットのモニタリングと設定、ならびにエクスポージャー・プロファイルに関する時系列および異なる期間のレポート作成
  - (5) 信用リスクに対する特定のストレス・テストの影響を表示
  - (6) 信用リスクの結果に対する影響を表示するために、その場でネットティング契約を変更するなどの、「what-if」分析の支援

### 1.2.4 IBM Algo Risk Service Advanced Reporting on Cloud

「IBM Algo Risk Service Advanced Reporting on Cloud」は、PDF フォーマットによるあらかじめ定義された一連の拡張レポートから選択する機能を提供します。

### 1.2.5 IBM Algo Risk Service Intra-Day Processing on Cloud

「IBM Algo Risk Service Intra-Day Processing on Cloud」では、標準的な夜間の「Algo Risk Service」バッチ・プロセスよりも短い所定の間隔（例えば、1 時間単位）でポートフォリオの更新、ポジション・データ、および「Algo Risk Service on Cloud」が計算するリスク分析を要求することができます。「IBM Algo Risk Service Intra-Day」による処理は、「サービス詳細文書」で概説されているとおり、1,000 の「金融商品」および一連の標準シナリオの使用に制限されています。日中処理の依頼は、「IBM Algo Risk Service」サポート・ポータルを介して行います。

### 1.2.6 IBM Algo Risk Service Data Archive on Cloud

「IBM Algo Risk Service Data Archive on Cloud」は、あらかじめ同意した「金融商品」およびシナリオの数に基づいて計算される出力データの、標準的なストレージ・アロケーションを行います。「IBM Algo Risk Service Data Archive on Cloud」は、以下のスケジュールで、従前のバッチ・セッションの標準的なストレージをお客様に提供します。

- a. 今週 1 週間分に対する毎日のセッション
- b. 今月 1 か月間分に対する毎週のセッション
- c. 前月の最終営業日からの毎月のセッション

「IBM Algo Risk Service Data Archive on Cloud」には、「IBM Algo Risk Service on Cloud」が長期間作成した出力データを保存するオプションを提供し、ギガバイト単位で販売されます。

### 1.2.7 IBM Algo Risk Service Risk & Financial Engineering Workbench on Cloud

「IBM Algo Risk Service Risk Financial Engineering Workbench on Cloud」には、「イネープリング・ソフトウェア」として「IBM Algo One Risk Financial Engineering Workbench (RFEWB)」が含まれており、お客様はオンプレミスでインストールおよび実行する権利が与えられています。

お客様は、RFEWB を「クラウド・サービス」オフリングのセッション・データ出力と組み合わせて使用することができます。これには、契約条件データ、プライシング関数、および市場データにマップさ

れた、お客様が提出した「金融商品」のデータ・セット (以下、「クライアント・セッション・データ」といいます。)が含まれています。

お客様が RFEWB を使用して「クライアント・セッション・データ」に対して行うことができる操作は以下のとおりです。

- a. 「クライアント・セッション・データ」に関連する主な要因の検索
- b. 「what-if」分析のサポート
- c. ストレス分析のサポート
- d. 「クラウド・サービス」オフリング・サポート・ポータルによるエラーの迅速な検出および必要に応じた修正または変更の要求
- e. リスク分析結果から得た主な知見に関するセッションへの注釈付け

RFEWB は「クライアント・セッション・データ」と連動する場合にのみ、また、「クラウド・サービス」オフリングの「サブスクリプション期間」中に限り使用することができます。

### 1.2.8 IBM Algo Risk Service Solvency II Standard Formula Market Risk on Cloud

「IBM Algo Risk Service Solvency II Standard Formula Market Risk on Cloud」は、欧州保険年金監督機構 (以下、「EIOPA」といいます。)が 2010 年 7 月 5 日に公表した、QIS5 Technical Specifications (以下、「QIS5」といいます。)の SCR.5 条に記載されている、ソルベンシー必要資本 (SCR) の標準的フォーミュラによる計算を実行します。

- これには「what-if」機能が含まれているため、お客様は、ポートフォリオ構成の変更による市場リスクの資本要件およびポートフォリオ・リスク・リターン・プロファイルに対する影響の評価を行うことができます。

### 1.2.9 IBM Algo Risk Service Interactive Users on Cloud

「IBM Algo Risk Service Interactive Users on Cloud」では、お客様が必要に応じて、Web ポータル・ユーザーを追加できます。

### 1.2.10 IBM Algo Risk Service Axioma Equity Models

「IBM Algo Risk Service Axioma Equity Models」には、3つのエディションがあります。

- a. Entry Edition - 運用株主資本額が 150 億米ドル未満
- b. Standard Edition - 運用株主資本額が 150 億米ドルから 450 億米ドルまで
- c. Enterprise Edition - 運用株主資本額が 450 億米ドル超

株式モデルは、Axiomaから供給されます。お客様は、ファクター・モデルのほか、マルチアセット・クラスのポートフォリオ・リスク評価システムにアクセスすることができます。お客様は、ポートフォリオ構築の意思決定、ならびにポートフォリオ・レベルおよび部門レベルのエクスポートに関するシナリオ分析によるパフォーマンス測定に、ファクター・モデルを利用できます。

### 1.2.11 Algo Risk Service の市場データ

「IBM Algo Risk Service on Cloud」では、以下の市場データ・ベンダーによる市場データの処理を選択することができます。

- a. IBM Algo Risk Service for Bloomberg Market Data on Cloud
- b. IBM Algo Risk Service for Thompson-Reuters Market Data on Cloud
- c. IBM Algo Risk Service for MarkIt Market Data with history on Cloud

市場データは「IBM Algo Risk Service on Cloud」への重要な入力データの 1 つで、このデータを活用することで、お客様が選択した市場データ・プロバイダーから提供されるデータに基づいてリスク分析の計算ができます。お客様は、Thomson Reuters を除く市場データ・プロバイダーと適切なサブスクリプション契約を締結し、かつ、当該プロバイダーからの同意を得て、IBM が市場データを利用して「IBM Algo Risk Service on Cloud」による処理ができるようにする必要があります。IBM は、コンテンツの品質および市場データ・プロバイダーから提供されたデータの利用可能性を保証しません。

### 1.2.12 Algo Risk Service のインデックス・データ

「IBM Algo Risk Service on Cloud」では、以下のベンダーによるベンチマーク市場データの処理を選択することができます。

- a. IBM Algo Risk Service for FTSE Benchmark Market Data on Cloud
- b. IBM Algo Risk Service for Russell Benchmark Market Data on Cloud
- c. IBM Algo Risk Service for MSCI Benchmark Market Data on Cloud
- d. IBM Algo Risk Service for S&P Benchmark Market Data on Cloud

ポートフォリオ・パフォーマンスのベンチマークとして独自のインデックスを用いた分析の実施を希望するお客様は、ベンチマーク市場データが必要となります。お客様は、ベンチマーク市場データ・プロバイダーと適切なサブスクリプション契約を締結し、かつ、当該プロバイダーからの同意を得て、IBM がベンチマーク市場データを利用して「IBM Algo Risk Service on Cloud」による処理ができるようにする必要があります。IBM は、コンテンツの品質およびベンチマーク市場データ・プロバイダーから提供されたデータの利用可能性を保証しません。

### 1.2.13 IBM Algo Risk Service Ex Post Performance & Risk on Cloud

IBM Algo Risk Service Ex Post Performance & Risk on Cloud は、Ortec Finance が提供するパフォーマンス属性機能を導入することにより、IBM Algo Risk Service on Cloud を拡張します。この拡張により、すべての資産カテゴリーを対象としたパフォーマンス測定、貢献、属性、および Ex-Post リスク分析を含む、追加の診断機能が提供されます。

結果は、以下を含む一連のレポートとして提供されます。

- a. Fund Performance & Risk Overview Report
- b. Ex Post Return Attribution Report
- c. Ex Ante Risk Attribution Report
- d. Buy & Hold Summary Report
- e. Buy & Hold Details Report

IBM では、データ処理、および IBM Algo Risk Service Ex Post Performance & Risk on Cloud の結果の計算については第三者 (Ortec Finance) に依存しています。お客様が IBM Algo Risk Service Ex Post Performance & Risk on Cloud をサブスクライブしている場合、お客様は、IBM がこの処理目的で Ortec Finance に対してお客様のコンテンツの一部を提供することに同意し、このために IBM が必要とするすべての許可、許諾、および同意をお客様が取得済みであることを確認します。

### 1.2.14 IBM Algo Risk Service Point in Time Processing on Cloud

IBM Algo Risk Service Point in Time Processing on Cloud は、Algo Risk Service on Cloud の拡張機能で、過去の日付 (過去の月末または四半期末など) を対象に、遡及的な処理に対応します。この拡張機能は、集約対象のポジションおよび OTC トランザクション・データを、「インプット・ファイル・ガイド」に規定されたとおりの形式でお客様に用意していただく必要があります。

### 1.2.15 IBM Algo Risk Service Market Data Services Daily Updates on Cloud

IBM Algo Risk Service Market Data Services Daily Updates on Cloud は、豊富な金融市場データを Algo Risk Service on Cloud のお客様の環境に直接提供するデータ・サービスです。このサービスは、Risk Factor および Security Master のデータ・セットを重要な入力データとして IBM Algo Risk Service on Cloud に提供し、リスク分析の計算ができるようにします。

Risk Factor のデータは、お客様に一連の派生の市場データを提供するために、ソースの市場データ (為替取引の「金融商品」価格、金利、信用スプレッド、インフレ予想および変動率があげられますが、これらに限定されません。) を自動的に日次で収集し、保管することによって生成されます。

Security Master のデータは、証券のターム・シートを利用して構造化され、取り込まれる、金融保証の条件で構成されます。金融商品のターム・シートは、さまざまな金融保証 (例えば、債券、保険契約、上場デリバティブおよびファンド構造) の新規発行に関して継続的に収集されます。業界公認の識別子のない私募または内部構造化有価証券は、対応するお客様のターム・シートによって構成され、本サービスの一部として含むことができます。

このオプションをサブスクライブすることにより、お客様は、「TR データ」(「別紙 B」に定義されたとおり)に関する「別紙 B」の条件に同意するものとします。

お客様は、お客様の **Algo Risk Service on Cloud** の担当者に問い合わせいただくことで、現在提供されている「金融商品」の適用について最新の詳細を入手することができます。お客様は随時、サービスで提供される範囲の現在の領域に該当しない「金融商品」のデータ範囲を要求することができます。IBM は要求された「金融商品」について、その都度、統合の実現可能性、統合の期間、また該当する場合にはお客様に対する統合費用を評価します。お客様が所定の期間に特定の「金融商品」カテゴリについて要求できる「金融商品」の数は、下表に定められています。

| 金融商品カテゴリー  | 各期間に要求できる「金融商品」の最大数       |
|--|---------------------------|
| 要求時に CX_MDS_MasterDataCoverage.pdf 文書に記載されている「金融商品」  | 1 か月あたり 1000 の「金融商品」      |
| 要求時に CX_MDS_MasterDataCoverage.pdf 文書には記載されていないが、RWMasterBook.pdf に記載されている「金融商品」                                   | 1 年あたり 12 の「金融商品タイプ」<br>* |
| 要求時に CX_MDS_MasterDataCoverage-.pdf 文書には記載されておらず、また RWMasterBook.pdf にも記載されていない「金融商品」、または特定のペイオフに関する定義を必要とする「金融商品」 | 1 年あたり 2 つの「金融商品タイプ」      |

\* 「金融商品タイプ」とは、「金融商品」の評価機能とシミュレーション機能に同じ金融モデルを使用する「金融商品」をいいます。

独自のターム・シート・データを提供する予定のお客様は、**IBM Algo Risk Service Risk Factor Data on Cloud** を選択することができます。

## 1.2.16 IBM Algo Risk Service Risk Factor Data on Cloud

IBM Algo Risk Service Risk Factor Data on Cloud は、IBM Algo Risk Service Market Data Services Daily Updates on Cloud をサブスクライブしないお客様に対して、上記で定義された Risk Factor データを入力データとして IBM Algo Risk Service on Cloud のお客様の環境に提供します。このオプションには、Security Master データは含まれません。

このオプションをサブスクライブすることにより、お客様は、「TR データ」(「別紙 B」に定義されたとおり)に関する「別紙 B」の条件に同意するものとします。

## 2. セキュリティーの内容

### 2.1 セキュリティー・ポリシー

IBM は、情報セキュリティ・チームを保有し、また、プライバシーおよびセキュリティに関するポリシーを IBM の従業員に伝え、これを保持しています。IBM は、IBM データ・センターをサポートする要員に対し、プライバシーおよびセキュリティに関する研修の受講を要求します。IBM セキュリティー・ポリシーおよび基準については年 1 回、審査し、再評価します。IBM のセキュリティに関する事故は、包括的な事故対応手順に従って処理されます。

### 2.2 アクセス制御

クライアント・データに対するアクセスは、必要に応じて、職務分離の原則に従って、権限のある IBM サポート担当員によってのみ許可されます。IBM スタッフは、中間「ゲートウェイ」管理ホストに二要素認証を使用します。クライアント・データにアクセスする際のすべてのチャンネル接続は暗号化されます。クライアント・データへのアクセス、およびホスティング環境へのデータ転送またはホスティング環境からのデータ転送は、すべて記録されます。本「クラウド・サービス」をサポートする IBM データ・センター内では、WIFI の使用は禁止されています。

## 2.3 サービスの完全性および可用性

オペレーティング・システムおよびアプリケーション・ソフトウェアの変更には、IBM の変更管理プロセスが適用されます。また、ファイアウォール規則の変更についても変更管理プロセスが適用され、導入前に IBM セキュリティー・スタッフが審査します。IBM はデータ・センターを 1 日 24 時間週 7 日体制で監視します。潜在的なシステム・セキュリティ危険度の検出および解決を支援するために、内部および外部の脆弱性スキャンを認定管理者および第三者ベンダーが定期的実施します。マルウェア検出 (アンチウイルス、侵入検知、脆弱性スキャンおよび侵入防止) システムは、すべての IBM データ・センターで使用されています。IBM のデータ・センター・サービスは、公共ネットワーク上のデータ伝送についてさまざまな情報伝送プロトコルをサポートします。これには、HTTP/SFTP/FTP/S/MIME、サイト間 VPN などが含まれます。オフサイトで保管されるバックアップ・データは、転送前に暗号化されます。

## 2.4 アクティビティーの記録

IBM は、アクティビティーを記録する機能があり、そのように構成された、システム、アプリケーション、データ・リポジトリ、ミドルウェア、およびネットワーク・インフラ・デバイスに関して、アクティビティーのログを保持します。改ざんの可能性を最小限に抑え、集中型分析、アラートおよびレポートを可能にするために、アクティビティーは中央ログ・リポジトリにリアルタイムで記録されます。改ざんを防ぐために、データを署名付きにします。異常な行動を検出するために、ログはリアルタイムで、また、定期的な分析レポートによって分析されます。運用スタッフは異常に関するアラートを受け、必要に応じて 1 日 24 時間週 7 日、オンコールのセキュリティ・スペシャリストに連絡を取ります。

## 2.5 物理的セキュリティ

IBM は、IBM データ・センターに対する許可されていない物理的アクセスを制限するように設計された物理的セキュリティ基準を保持します。データ・センターには制限されたアクセス・ポイントのみが存在し、アクセス・ポイントは二要素認証で制御され、監視カメラによって監視されています。アクセスは、アクセスを承認された権限のあるスタッフのみに許可されます。運用スタッフは承認について確認し、必要なアクセスを提供するアクセス・バッジを発行します。かかるバッジを交付された従業員は、他のアクセス・バッジを返却しなければならず、そのアクティビティーの期間中はデータ・センター・アクセス・バッジのみを所持することができます。バッジの使用については、記録されます。IBM 以外の訪問者は、施設に入場する際に登録され、施設内にいる間は付添人が同行します。搬入・搬出場所、および許可されていない個人が施設に入場できるその他の場所については管理され、隔離されます。

## 2.6 遵守

IBM はプライバシーの実践が米国商務省の「セーフ・ハーバー原則」(通知、選択、転送、アクセスおよび正確性、セキュリティ、ならびに監督/実施) に一致することを年 1 回証明します。IBM は、業界標準の SSAE 16 監査 (または同等の監査) を、実稼働データ・センターで定期的実施します。IBM は、IBM の事業要件の遵守に関してセキュリティおよびプライバシー関連のアクティビティーを審査します。情報セキュリティ・ポリシーの遵守を確認するために、IBM は評価および監査を定期的実施します。IBM の従業員およびベンダーの従業員は、全従業員向けのセキュリティおよび意識向上研修を年 1 回受講します。倫理的な企業行動、機密保持および IBM のセキュリティ義務を果たすために、従業員は年 1 回、自身の業務目標および責任について再認識します。

## 3. サービス・レベル・コミットメント

IBM は、「クラウド・サービス」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント (以下、「SLA」といいます。) を提供します。お客様は、SLA が、お客様に対し何ら保証するものでないことを理解します。

### 3.1 定義

- a. 「**可用性クレジット**」 - IBM が検証した「請求」に対して提供する補償をいいます。IBM から直接取得した場合、「可用性クレジット」は、「クラウド・サービス」の将来の請求に対するクレジットという形で適用されます。「クラウド・サービス」を IBM ビジネス・パートナーから取得した場合、IBM はお客様に直接払い戻します。

- b. 「請求」 - SLA に基づいて、お客様が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の主張をいいます。
- c. 「契約月」 - その月の初日の午前 12 時 (米国東部標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) までを基準とする期間における各 1 か月をいいます。
- d. 「ダウン時間」 - 「クラウド・サービス」を処理する実稼働システムが停止し、許諾を得ているお客様のユーザーが、あらゆる点で「クラウド・サービス」を利用できなくなる期間をいいます。「ダウン時間」には、「クラウド・サービス」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
  - (1) 保守のための定期的な停止または発表された停止。
  - (2) IBM の管理の及ばない事象または原因 (例: 自然災害、インターネット障害、緊急保守等)。
  - (3) お客様のアプリケーション、装置もしくはデータ、または第三者のアプリケーション、装置もしくはデータに関する問題。
  - (4) 「クラウド・サービス」にアクセスするための必要なシステム構成およびサポートされているプラットフォームの要件をお客様が満たさない場合。
  - (5) IBM がお客様またはお客様に代わる第三者が IBM に提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- e. 「事象」 - 「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。
- f. 「サービス・レベル」 - IBM が本 SLA に規定するサービスのレベルを評価するための、以下に定める基準をいいます。

### 3.2 可用性クレジット

- a. 「請求」を提出するには、お客様は、「事象」ごとに、かかる「事象」がお客様による「クラウド・サービス」の利用に影響を与えていることをお客様が最初に認識してから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに重要度 1 のサポート・チケット (以下の「テクニカル・サポート」の項に定義されています。)を記録しなければなりません。お客様は「事象」に関するすべての必要な情報を提供し、「事象」の分析および解決のために IBM を合理的に支援しなければなりません。
- b. お客様は、お客様の「可用性クレジット」の「請求」を、「請求」が生じた「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。
- c. 「可用性クレジット」は、「ダウン時間」が最初に影響を与えたことがお客様により報告された時点から測定されるダウン時間に基づいて決定されます。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能なもっとも高い「可用性クレジット」を、下表のとおり、各「契約月」において達成した「サービス・レベル」に基づいて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。
- d. 各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が IBM の「クラウド・サービス」に対して支払った年額料金の 1/12 の 10% を超えないものとします。

### 3.3 サービス・レベル

「契約月」における「クラウド・サービス」の可用性

| 「契約月」における可用性 | 「可用性クレジット」<br>(「請求」の対象である「契約月」における<br>「月額サブスクリプション料金」* の割合) |
|--------------|---|
| < 98%        | 2%  |
| < 97%        | 5%  |
| < 93%        | 10%   |



\*「クラウド・サービス」が IBM ビジネス・パートナーから取得されたものである場合、月額サブスクリプション料金は、「請求」の対象である「契約月」に対して有効な「クラウド・サービス」のその時点での最新の表示価格に基づいて計算され、それを 50% 割引した額となります。

「可用性」は、以下のとおり算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数から、(b)「契約月」における「ダウン時間」の分単位の総時間数を差し引き、それを (c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例:「契約月」における総「ダウン時間」 900 分

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 30 日の「契約月」における合計 43,200 分<br>- 「ダウン時間」 900 分<br>= 42,300 分<br><hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> 合計 43,200 分 | = 98% 未満の可用性に対する 2% の<br>「可用性クレジット」 |
|---|-------------------------------------|

### 3.4 本 SLA に関するその他の情報

本 SLA は、IBM のお客様に限り適用され、「クラウド・サービス」に関するお客様のユーザー、ゲスト、参加者および許可された招待客によって行われる請求、ならびに、IBM が提供するベータ版またはトライアル・サービスには適用されません。SLA は、実稼働使用である「クラウド・サービス」にのみ適用します。SLA は、非実稼働環境 (テスト、災害復旧、品質保証、または開発の各環境を含みますが、これらに限定されません。)には適用されません。

## 4. エンタイトルメントおよび課金情報

### 4.1 課金単位

「クラウド・サービス」は、「取引文書」に定める以下の課金単位のいずれかに基づいて利用することができます。

- a. **「アクセス」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「アクセス」は、「クラウド・サービス」を利用する権利です。お客様は、「取引文書」に規定されている課金期間中に「クラウド・サービス」を利用するために、1 件の「アクセス」エンタイトルメントを取得するものとします。
- b. **「許可ユーザー」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「許可ユーザー」とは、「クラウド・サービス」へのアクセスを認められた特定の個人を意味します。お客様は、「取引文書」に定める課金期間中に何らかの手段により直接または間接に (例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを介して)「クラウド・サービス」オフリングにアクセスする「許可ユーザー」ごとに、個別に専用のエンタイトルメントを取得する必要があります。ある「許可ユーザー」のためのエンタイトルメントは、その「許可ユーザー」に固有のものであり、共有することはできず、かつ、「許可ユーザー」のエンタイトルメントを別の人に永続的に移転する場合を除き、再度割り当てることはできません。
- c. **「Billion Asset Conversion Unit (BACU)」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「Asset Conversion Unit」は、「クラウド・サービス」オフリングに関連する「資産」額の通貨に依存しない測定単位です。通貨固有の「資産」額を、[http://www.ibm.com/software/licensing/conversion\\_unit\\_table](http://www.ibm.com/software/licensing/conversion_unit_table)に掲載されている表に従って、「ACU」に変換する必要があります。「BACU」エンタイトルメントは 1 件あたり、10 億 (10 の 9 乗) 「ACU」に相当します。お客様の「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」オフリングによって処理または管理される「資産」の金額をカバーするのに十分な「BACU」エンタイトルメントを取得するものとします。

- d. **「コネクション」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「コネクション」とは、「クラウド・サービス」に対するデータベース、アプリケーション、サーバー、またはその他のタイプのデバイスのリンクまたは関連付けです。「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」に接続しているか、または接続した「コネクション」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得する必要があります。
- e. **「文書」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「文書」とは、その先頭と末尾を示す文書のヘッダー・レコードとトレーラー・レコードで囲まれた有限量のデータとして定義されます。「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によって処理される「文書」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得する必要があります。
- f. **「イベント」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「イベント」は、電子メール、電子メール・リスト、html コード、ドメインまたは IP アドレスを「クラウド・サービス」オフリングが処理することにより作成された専用の報告書です。「取引文書」に定める課金期間中に使用される「イベント」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得するものとします。
- g. **「ギガバイト」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2 の 30 乗バイトのデータとして定義されます (1,073,741,824 バイト)。「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」によって処理される「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得する必要があります。
- h. **「レポート・グループ」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「レポート・グループ」は、「クラウド・サービス」オフリングによって定義される、特定目的に関する一連のデータまたはレポートをいいます。「取引文書」に定める課金期間中に使用される「レポート・グループ」の数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得するものとします。
- i. **「要求」**は、「クラウド・サービス」を取得する際の課金単位です。「要求」とは、IBM がサービスの実行を許可したお客様による行為と定義されます。サービスによって、「要求」は、書面による通知や、電話、電子メールまたはオンラインによるサポート要求の形式を取ることがあります。「取引文書」に定める課金期間中に「クラウド・サービス」に提出される「要求」の合計数をカバーするのに十分なエンタイトルメントを取得するものとします。
- j. **「レガシー ARA ユーザー」**、**「レガシー同時接続ユーザー」**、**「レガシー GUI ユーザー」**、および**「レガシー契約」**は、「クラウド・サービス」の利用資格を得る際の課金単位です。レガシー課金単位タイプについては、IBM は、もはや積極的な販売活動を行っておりません。ただし、IBM は、その独自の裁量において、「レガシー」エンタイトルメント・タイプに基づいて、特定のバージョンの「クラウド・サービス」オフリング (以下、「レガシー SaaS」といいます。) を利用するための、お客様の既存のエンタイトルメントの範囲を拡大させることに同意する場合があります。「レガシー」課金単位タイプに基づき取得された「クラウド・サービス」オフリングは、「取引文書」の「クラウド・サービス」オフリング名の中に「レガシー」と表記されます。お客様による「レガシー SaaS」全体の利用には、お客様が「レガシー SaaS」を利用する資格を最初に取得した際に適用された契約 (以下、「レガシー契約」といいます。) に定める課金単位条件が適用されます。いかなる場合も、「レガシー契約」の条件は、お客様の「レガシー SaaS」を利用する権利が「取引文書」に定める金額を超過して拡大すると解釈されることはなく、また、指定された「レガシー SaaS」の課金単位条件以外の条件が、当該「クラウド・サービス」オフリングの利用に適用されるとみなされることもありません。

## 4.2 料金および課金

「クラウド・サービス」に関する支払金額は、「取引文書」に記載されます。

## 4.3 セットアップ料金

セットアップ料金が適用される場合、お客様と IBM との間で別途締結する契約が適用されるカスタマイズされた作業指示書に料金を定めます。

## 4.4 1 か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された 1 か月に満たない期間の料金は、按分ベースで算定される場合があります。

## 4.5 超過料金

課金期間中のお客様の「クラウド・サービス」の実際の利用が、「取引文書」の「PoE」部分に記載されるエンタイトルメントの範囲を超える場合には、お客様は、「取引文書」の規定に従い、その超過分について請求されます。

## 5. 期間および更新オプション

### 5.1 期間

「クラウド・サービス」の期間は、「取引文書」に規定されるお客様が「クラウド・サービス」にアクセス可能となったことを、IBM がお客様に通知した日に開始します。「取引文書」の「PoE」部分で、期間の正確な開始日と終了日を確認します。お客様は、期間中、IBM または IBM ビジネス・パートナーにお問い合わせいただくことで、お客様の「クラウド・サービス」の利用レベルを上げることができます。IBM は、「取引文書」でその利用レベルの変更を確認します。

### 5.2 クラウド・サービス期間の更新オプション

お客様の「取引文書」では、以下のいずれかの期間を指定して、期間満了時に「クラウド・サービス」を更新するか否かが規定されます。

#### a. 自動更新

お客様の「取引文書」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「取引文書」に規定されている期間の有効期間満了日の少なくとも 90 日前までに、書面により要求することにより、期間満了となる「クラウド・サービス」期間を終了させることができます。IBM またはお客様の IBM ビジネス・パートナーが、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる期間は 1 年間、または「PoE」に規定される当該更新前の期間と同じ期間のいずれかで自動更新されます。

#### b. 請求の継続

「取引文書」に、お客様の請求は継続と付記されている場合、お客様は期間終了後も引き続き「クラウド・サービス」にアクセスすることができ、「クラウド・サービス」の利用に対して継続的に請求が行われます。「クラウド・サービス」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は、90 日前までに、IBM または IBM ビジネス・パートナーにお客様の「クラウド・サービス」の解約を要請する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約の効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

#### c. 更新が必要

「取引文書」に、お客様の更新タイプは「終了」であると付記されている場合、「クラウド・サービス」は期間満了時に終了し、お客様の「クラウド・サービス」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「クラウド・サービス」の利用を継続するには、お客様は、お客様の IBM 営業担当員または IBM ビジネス・パートナーに対して新規の「サブスクリプション期間」を注文し、取得する必要があります。

## 6. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中、Client Success Portal (<https://support.ibmcloud.com>) を介して「クラウド・サービス」に対する「テクニカル・サポート」を利用することができます。

問題の重要度、目標応答時間および対象応答時間が下表に記載されています。

| 重要度 | 重要度の定義   | 目標応答時間 | 対象応答時間          |
|-----|--|--------|-----------------|
| 1   | <b>重大な事業影響/サービス・ダウン</b><br>事業上の重大な機能を実行することができない、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務上重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。 | 1 時間以内 | 1 日 24 時間 週 7 日 |

| 重要度 | 重要度の定義  | 目標応答時間   | 対象応答時間          |
|-----|---|----------|-----------------|
| 2   | <b>著しい事業影響</b><br>サービス事業機能またはサービスの機能が著しい使用制限を受けているか、または、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。 | 2 営業時間以内 | 月曜から金曜の<br>営業時間 |
| 3   | <b>軽度の事業影響</b><br>サービスまたは機能を使用でき、業務上、重大な影響がないことを示す。                                     | 4 営業時間以内 | 月曜から金曜の<br>営業時間 |
| 4   | <b>最小の事業影響</b><br>問い合わせまたは非技術的な要求。  | 1 営業日以内  | 月曜から金曜の<br>営業時間 |

## 7. イネープリング・ソフトウェア

本「クラウド・サービス」には、「クラウド・サービス」のおお客様による使用に関連してのみ、および「クラウド・サービス」期間にわたってのみ、使用することのできるイネープリング・ソフトウェアを含むことができます。「イネープリング・ソフトウェア」にサンプル・コードが含まれる範囲内で、お客様は、サンプル・コードの二次的著作物を作成するための追加の権利を取得し、その付与された権利に合致するよう当該二次的著作物を使用します。「イネープリング・ソフトウェア」は、SLAがある場合にはそれに従い、「クラウド・サービス」のコンポーネントとして提供され、該当するご使用条件および本セクションまたはそのいずれかが適用されます。「イネープリング・ソフトウェア」に付随するライセンス契約および本書の条件の間に相違が生じた場合は、相違する範囲で、本書の条件が「イネープリング・ソフトウェア」のライセンス契約に優先するものとします。

## 8. 追加情報

### 8.1 Derived Benefit Locations

該当する場合、税金は、お客様が「クラウド・サービス」の利益を享受しているとお客様がみなす場所に基づきます。IBMは、お客様がIBMに追加情報を提供する場合を除き、「クラウド・サービス」の注文時に主要なBenefit Locationとして記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新状態に保ち、変更があった場合にはIBMに通知する責任を負うものとします。

### 8.2 個人医療情報取り扱いの禁止

「クラウド・サービス」は、HIPAAに準拠するよう設計されていないため、「個人医療情報」の送信や保管に使用することはできません。

### 8.3 Cookie

お客様は、IBMが「クラウド・サービス」の通常の運用およびサポートの一部として、トラッキングおよびその他の技術により、「クラウド・サービス」の使用に関連してお客様(お客様の従業員および従契約者)から個人情報を収集することがあることを認識し、これに同意するものとします。IBMによるこのような情報収集は、ユーザー・エクスペリエンスの向上またはお客様との対話の調整を目的とし、「クラウド・サービス」の有効性について使用統計および情報を収集するため行うものです。お客様は、IBM、その他のIBMグループ会社およびその従契約者が、営業活動を行う地域において、適用法に従い、IBM、その他のIBMグループ会社およびそれぞれの従契約者の範囲内で、収集した個人情報を以上の目的のために処理することができるよう、お客様が同意を取得すること、または取得済みであることを確認するものとします。IBMは、収集した個人情報へのアクセス、更新、修正または削除について、お客様の従業員および従契約者からの要求に従います。

### 8.4 追加項目

#### a. 統合、構成、& お客様のサービスの説明

Algo Risk Service on Cloudは、お客様ごとに設定されたカスタマイズ済みインスタンスを伴う管理対象サービス・オファリングです。お客様の専用インスタンス導入のサービス契約は、別途締結するサービス契約書に従って相互の合意が得られた作業指示書に基づきIBMによって実施されます。

b. IBM サプライヤーによって要求される条件

「クラウド・サービス」は、一部において第三者サプライヤーにより提供される資料に依存します。お客様は、当該サプライヤーにより IBM がお客様に受け渡す義務を負う条件を定めた「別紙 C」の条件に同意するものとします。

## 別紙 A

本書は、「IBM サービス記述書」の「別紙 A」です。この「別紙 A」は、お客様が下記の「データ・ベンダー」のいずれかを参照する第三者データ処理オプションをサブスクライブしている場合に限り、適用されます。「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」および本「別紙 A」との間に相違が生じた場合は、相違する範囲で、本「別紙 A」の条件が優先するものとします。

## 1. データ・ベンダー

- a. IBM は、「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」、および本「別紙 A」の条件に従い、お客様に代わって、特定の第三者データ・ベンダー(以下、それぞれを「データ・ベンダー」といいます。)から、当該「データ・ベンダー」が提供する、「クラウド・サービス」オファリングの一部としてお客様が必要とする特定のデータ(以下、「ベンダー・データ」といいます。)を直接取得し、それらを管理します。
- b. お客様は、お客様がそれぞれの当該「データ・ベンダー」との間で、契約(以下、「お客様とデータ・ベンダーの契約」といいます。)を直接締結しなければならないことを了承します。お客様は、「お客様とデータ・ベンダーの契約」および本「別紙 A」に含まれる利用条件が、「本契約」および「サービス記述書」、および「取引文書」の利用条件よりもさらに制限的な場合があることを了承し、お客様はまた、より制限的な利用条件が、「ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)のお客様による利用に適用されることを了承します。お客様の「お客様とデータ・ベンダーの契約」が何らかの事由により終了または満了した場合、「ベンダー・データ」を処理する IBM の義務は、通知を要することなく自動的に終了するものとします。

## 2. 料金

「ベンダー・データ」につき「データ・ベンダー」から課される料金の増額を反映するために、IBM は、お客様に代わって行う「ベンダー・データ」の処理に関連する、「クラウド・サービス」オファリングの料金の当該部分を、随時、増額することができます。お客様は、かかる増額について責任を負うことに同意し、これを支払うものとします。

## 3. 補償

お客様は、次のいずれかに起因して生じたいかなる請求、損失、損害、負債、経費、および費用(合理的範囲の弁護士費用を含みます。)についても、IBM、IBM に対する第三者のライセンス交付者、それぞれの「エンタープライズ」(それぞれの取締役、役員、従業員、および代理人を含みます。)を補償し、損害を被らせないことに同意します。(i) 「ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットもしくは「ベンダー・データ」の商標権を含みますが、これらに限定されません。)のお客様による利用もしくは第三者による利用、もしくはこれを利用できないこと、もしくはかかる利用にから生じた判断もしくは助言、(ii) 本「別紙 A」もしくは「お客様とデータ・ベンダーの契約」、もしくは「データ・ベンダー」と締結しているその他の契約に定める条件のお客様による違反、(iii) 本「別紙 A」もしくはお客様が「データ・ベンダー」と締結しているあらゆる契約(「お客様とデータ・ベンダーの契約」を含みますが、これに限定されません。)の条件のお客様による違反から生じる、もしくはこれに関連して生じる場合に限り、「データ・ベンダー」との間の IBM 処理代行契約(以下、「IBM 処理代行契約」といいます。)の IBM による違反、(iv) IBM が「データ・ベンダー」との「IBM 処理代行契約」に違反していないときに、お客様に代わっての IBM によるかかる「ベンダー・データ」の使用、(v) お客様の該当する「お客様とデータ・ベンダーの契約」終了後の、お客様による「ベンダー・データ」(かかる「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これに限定されません。)の利用もしくは配布、もしくは(vi) 「ベンダー・データ」に関係のない「お客様」と IBM もしくはその関連会社との取引(IBM がかかる取引に関連して該当する「データ・ベンダー」を補償しなければならない限りにおいて)。

## 4. 免責事項

- a. お客様は、IBM が「ベンダー・データ」をお客様の利便性のために処理していること、ならびに IBM、IBM の第三者実施許諾者、およびそれらの関連会社のいずれもが、「ベンダー・データ」の遅延、不正確性、誤りもしくは「ベンダー・データ」からの遺漏についても、「ベンダー・データ」の品質、可用性もしくは利用についても、何らかの傷害もしくは損害についても、それにより結果的に生じたか否か、またはそれによって引き起こされたかにかかわらず、あるいは本「別紙 A」に関連するかにかかわらず、またはいかなる原因 (IBM の過失の有無を問いません。) に起因するかにかかわらず、いかなる責任 (偶発債務か否かを問いません。) も負わないことを、お客様は了承します。IBM による「ベンダー・データ」の処理は、各「データ・ベンダー」および複数の第三者からのデータおよび通信に依存しており、中断される場合があります。IBM は、「ベンダー・データ」を IBM が中断なく受信および処理することについてのいかなる保証も提供せず、かつ、そのような中断が生じた場合でも、お客様に対していかなる責任も負わないものとします。「ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。) は、お客様のために処理され、「現状有姿」でお客様に提供されます。IBM、IBM の第三者のライセンス交付者および「ベンダー・データ」の作成もしくは蓄積に関わるか関連しているその他の第三者、ならびにそれらのそれぞれの関連会社のいずれも、「ベンダー・データ」(またはその利用、その利用により得られる結果の利用、またはかかる利用から生じた判断もしくは助言) について、明示もしくは黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。IBM、IBM に対する第三者のライセンス交付者および「ベンダー・データ」の作成もしくは蓄積に関わるか関連しているその他の第三者は、権原、独創性、シーケンス、精度、正確性、完全性、性能、信頼性、適時性、第三者権利の不侵害、十分な品質、商品性の保証ならびに特定目的適合性の保証または使用に対する適合性の保証を含む (これらに限定されません。) いかなる黙示的保証も、明示的に否認します。
- b. 「ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプット、または「ベンダー・データ」の利用もしくはパフォーマンスから得られたその他の結果を含みますが、これらに限定されません。) のお客様による利用、利用の許可、またはこれを利用させることに関するすべてのリスクは、お客様が負うものとします。「本契約」、「サービス記述書」、「注文関連文書」または本「別紙 A」においてこれと異なる規定がある場合でも、IBM もしくはその関連会社、それらの第三者のライセンス交付者、または「ベンダー・データ」の作成もしくは蓄積に関わるか関連しているその他の第三者はいずれも、「ベンダー・データ」に関するか、「ベンダー・データ」のお客様による利用もしくはこれを利用できないこと、またはその利用により得られる結果に関するか、「データ・ベンダー」から IBM に提供される「ベンダー・データ」の遅延、誤り、中断もしくはその不具合に関するか、または IBM による本「別紙 A」の履行もしくは不履行 (行為の形態を問いません。) に関して、不法行為 (過失または無過失責任を含みますが、これらに限定されません。)、契約、あるいは「本契約」、「ご利用条件」もしくは本「別紙 A」に基づき生じるあらゆる直接損害または間接損害 (使用機会の喪失、逸失利益、売上もしくは逸失収益、節約すべかりし費用、信用もしくは評判に対する損害または毀損、機会喪失もしくは空費支出、あるいはその他の経済的損失、特別損害、懲罰的損害またはその他の付随的損害もしくは拡大損害を含みますが、これらに限定されません。) について、お客様またはその他の第三者に対していかなる責任も負いません。このことは、IBM もしくはその関連会社、それらの第三者のライセンス交付者、または「ベンダー・データ」の作成もしくは蓄積に関わるか関連しているその他の第三者が、かかる損害の可能性について通知を受けていた場合、または予見し得た場合も同様とします。

## 5. 証明書

お客様は、IBM からの要求に応じて、権限を有するお客様の役員 1 名が署名し、本「別紙 A」に定めるお客様の義務および制限をお客様が遵守している旨を記載した、年次証明書を提出するものとします。

## 6. データ・ベンダーに固有のご利用条件

以下に明記する「データ・ベンダー」からの「ベンダー・データ」をお客様のために IBM が処理する場合に限り、次のご利用条件が適用されます。より明確にするために記載しますが、お客様が下記「データ・ベンダー」を参照するデータ処理オプションのいずれもサブスクライブしていない場合、かかる条件はお客様には適用されません。

### 6.1 Bloomberg

Bloomberg との間の「IBM 処理代行契約」に従い、「Bloomberg ベンダー・データ」(「Bloomberg ベンダー・データ」を含むか「Bloomberg ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフアリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。

- a. お客様は以下を表明するものとします。
  - (1) お客様が、現在有効な「Bloomberg Bulk Data License Agreement」または「Bloomberg Per Security Data License Agreement」(以下、「Bloomberg 契約」といいます。)を、適切なサブスクリプション・レベルで締結しており、かつ、これに基づく使用許諾料およびその他の弁済期日が到来している支払金額のすべてを支払っていること。
  - (2) お客様が、「Bloomberg ベンダー・データ」(「Bloomberg ベンダー・データ」を含むか「Bloomberg ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフアリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に関する「Bloomberg 契約」に定めるすべての義務および制限を遵守すること。
- b. お客様は、「Bloomberg ベンダー・データ」が、Bloomberg L.P. およびその他の者の有価値の知的財産および企業秘密を構成することを了承するものとします。本「別紙 A」のいかなる条項も、その旨が本書に明示的に記載されていない限り、Bloomberg の機密情報に関する何らかの権利、または Bloomberg の商標 (トレード・マークおよびサービス・マーク)、特許、著作権、マスク・ワークもしくはその他の知的財産権に基づく何らかの権利を、使用権またはその他によって許諾または付与するものとは解釈されないものとします。お客様は、IBM もしくは Bloomberg またはそのサプライヤーが、これらの者およびその他の者の「Bloomberg ベンダー・データ」における契約上、制定法上およびコモンロー上の権利を保護するために行う、すべての合理的な要求に応じるものとします。お客様は、「Bloomberg ベンダー・データ」を、Bloomberg の機密として取り扱うものとします。
- c. Bloomberg は随時、その単独かつ独断的な裁量により、「Bloomberg ベンダー・データ」を更改、修正もしくは何らかの変更を行うか、または「Bloomberg ベンダー・データ」を受信および利用またはそのいずれかを実行するお客様の権利を終了することができるものとします。
- d. お客様の「Bloomberg 契約」で明示的に許可されない限り、お客様による「Bloomberg ベンダー・データ」(「Bloomberg ベンダー・データ」を含むか「Bloomberg ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフアリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)のいかなる再配布も、禁止されるものとします。
- e. お客様は、「Bloomberg ベンダー・データ」に起因または関連する訴訟を、その形態にかかわらず、訴訟原因の発生から 1 年を経過した後には提起することができないものとします。

### 6.2 FTSE

FTSE との間の「IBM 処理代行契約」に従い、「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフアリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。



- a. お客様は以下を表明するものとします。
- (1) お客様が、現在有効に存続している個別のデータ・サービス契約書(以下、「**FTSE 契約**」といいます。)を**FTSE**との間で締結しており、かかる契約には、お客様が、お客様の許可されたユーザーに、お客様が「クラウド・サービス」にアクセスするサイト(以下、「**サイト**」といいます。)において「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを受信、保存および利用するサブライセンス(これらに限定されません。)が含まれていること。
  - (2) お客様が、お客様の「**FTSE 契約**」の条件に基づき、「**サイト**」で「**FTSE ベンダー・データ**」を利用および受信する使用許諾を受けていること。
  - (3) お客様が、「**FTSE ベンダー・データ**」(「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これに限定されません。)に関するお客様の「**FTSE 契約**」に定めるすべての義務および制限を遵守すること。
- b. お客様の「**FTSE 契約**」が何らかの事由により満了または終了した場合、お客様は、**IBM**に対して速やかに書面で通知するものとします。
- c. お客様は以下を了承するものとします。
- (1) お客様による「**FTSE ベンダー・データ**」(「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)の利用は、お客様自身の社内業務を目的とする場合に限り許可されていること。
  - (2) お客様の「**FTSE 契約**」で明示的に許可されない限り、お客様が「**FTSE ベンダー・データ**」(「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を第三者に配布することは、許可されていないこと。お客様が、本条に反して「**FTSE ベンダー・データ**」を配布するか、またはその配布を試みた場合、あるいは本「別紙 A」に定めるその他のいずれかの条件をあらゆる重要な点において遵守していない場合、「**FTSE ベンダー・データ**」(「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を利用するお客様の権利および「**FTSE ベンダー・データ**」をお客様に代わって処理する**IBM**の本「別紙 A」に基づく義務は、通知を要することなく自動的に終了するものとします。
  - (3) お客様が、「**FTSE ベンダー・データ**」(「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を第三者に代わって、または第三者の利益のために利用することは、許可されていないこと。
  - (4) **FTSE** および関連する第三者の情報提供者またはそのいずれかが、「**FTSE ベンダー・データ**」における知的財産権を有する者であること、ならびに本「別紙 A」の条件に基づいて「**FTSE ベンダー・データ**」が提供されること。
  - (5) お客様は、「**FTSE ベンダー・データ**」(「**FTSE ベンダー・データ**」を含むか「**FTSE ベンダー・データ**」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に組み込まれている著作権およびその他の知的財産に関する表示を削除してはならないこと。

- (6) お客様は、以下のいずれかに該当する金融商品またはサービスを創設する目的のために、「FTSE ベンダー・データ」を利用または活用してはならないこと(自らの目的のために行うか、または第三者に代わって行うかを問いません)。
- (a) その目的が、いずれかの「FTSE ベンダー・データ」(データの一部を形成する「インデックス」または「インデックス値」を含みます。)を代替する役割を果たすものである。
- (b) その資本価値および/または収益価値が、いずれかの「FTSE ベンダー・データ」(データの一部を形成する「インデックス」または「インデックス値」を含みます。)に関連している。
- (7) お客様は、FTSE または第三者の情報提供者からの別個の使用許諾が必要となる何らかの方法または目的で、「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を、利用してはならないこと。
- (8) FTSE は随時、その単独かつ独断的な裁量により、「FTSE ベンダー・データ」の提供を中断するか、または「FTSE ベンダー・データ」を更改、修正、解約、もしくは何らかの変更を行うことができるものとします。
- (9) 「クラウド・サービス」オファリングは、いかなる形式においても、FTSE、Euronext N.V.(以下、「Euronext」といいます。)、London Stock Exchange Plc (以下、「取引所」といいます。)、もしくは Financial Times Limited (以下、「FT」といいます。)(以下、総称して「ライセンス交付関係者」といいます。)によって後援、認可、販売または宣伝されたものではありません。また、いずれの「ライセンス交付関係者」も、FTSE Global All - Cap Service Index and Constituent Service、FTSE UK All - Share Constituent Service および/または FTSE Eurofirst Constituent Service (80、100、300) (以下、「インデックス」といいます。)の利用から得られる結果、ならびに特定の時間、特定の日もしくはその他において有効な当該「インデックス」の数値、またはそのいずれかについても、明示もしくは黙示を問わず、いかなる保証または表明もしません。「インデックス」は、FTSE により収集および計算されます。いずれの「ライセンス交付関係者」も、「インデックス」の誤りについて、いかなる者に対しても責任(過失またはその他によるかを問いません。)を負わず、ならびに、いずれの「ライセンス交付関係者」も、その誤りを助言する義務を、いかなる者に対しても負いません。
- (10) 「FTSE®」、「FT-SE®」、「Footsie®」、「FTSE4Good®」および「techMARK®」は、「取引所」および FT の商標であり、ライセンスに基づき、FTSE により使用されます。「FTSEurofirst®」は、FTSE と「Euronext」両方の商標です。「All-World®」、「All-Share®」および「All-Small®」は、FTSE の商標です。
- d. お客様の「FTSE 契約」で明示的に許可されない限り、お客様は以下の事項を行ってはならないものとします。
- (1) 「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)またはその一部を、第三者またはお客様の「FTSE 契約」に基づき明示的に使用が許諾されていないお客様の組織の者に対して、何らかの形式または方法によって、コピー、販売、使用許諾、配布、送信または複製すること。
- (2) 「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を抽出、再計算、その他のデータと結合あるいは修正すること、および/またはそのように抽出、再計算、その他のデータとの結合もしくは修正した「FTSE ベンダー・データ」を第三者に配布すること、またはそのいずれかを行うこと。
- (3) 「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を、Web サイト上もしくはアプリケーション内で提供するか、またはインターネットを介して公開すること。

- (4) 「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を、いずれかの裁判管轄区域において不法または違法な目的のために利用すること。
- (5) 「FTSE ベンダー・データ」(「FTSE ベンダー・データ」を含むか「FTSE ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を、差金サービス、スプレッド賭けサービスまたはその他の賭けもしくは賭博関連を目的とした契約のために、またはこれに関連して利用すること。
- (6) 「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットの一部を形成する「FTSE ベンダー・データ」を抽出、複製、再配布、再活用または送信すること。

### 6.3 MARKIT

Markit との間の「IBM 処理代行契約」に従い、「Markit ベンダー・データ」(「Markit ベンダー・データ」を含むか「Markit ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。

- a. お客様は以下を表明するものとします。
  - (1) お客様が、Markit による「Markit ベンダー・データ」の提供に関連する契約(以下、「**Markit 契約**」)と申します。)を Markit との間で直接締結しており、かつ、それが現在有効であること。
  - (2) お客様が、「クラウド・サービス」オフリングの一部としての「Markit ベンダー・データ」の IBM による利用およびお客様によるアクセスを許可するよう Markit に対して書面で要求し、本書に基づき IBM が処理するすべての「Markit ベンダー・データ」に関する利用およびアクセスについてのお客様からの要求に対して Markit が書面で承諾し、かつ、Markit が、それに関連して、お客様が Markit と IBM の共通顧客であることを確認する顧客番号をお客様に付与したこと。
  - (3) お客様が、「Markit ベンダー・データ」(「Markit ベンダー・データ」を含むか「Markit ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に関する「Markit 契約」に定めるすべての義務および制限を遵守すること。
  - (4) お客様は、お客様の「Markit 契約」の下、「Markit ベンダー・データ」量を減らした場合、または「Markit 契約」に基づきお客様が共通顧客ではなくなった場合、IBM に対して速やかに通知するものとします。
  - (5) お客様は、「Markit ベンダー・データ」への無許可アクセスまたはその誤用について、セキュリティ違反の性質およびお客様が講じた違反に対する是正措置の合理的な詳細を明記して、IBM に対して速やかに書面で通知するものとします。
- b. お客様は、Markit Group Limited が、「Markit ベンダー・データ」およびそれに関連するすべての商標(トレード・マークおよびサービス・マーク)および著作権の提供者であり、その唯一かつ独占的な権利者であることを了承するものとします。お客様は、「Markit ベンダー・データ」が、Markit の有価の知的財産および企業秘密を構成するものであることを、了承するものとします。お客様は、IBM または Markit が、「Markit ベンダー・データ」における Markit の契約上、制定法上およびコモンロー上の権利を保護するために行う、すべての合理的な要求に応じるものとします。お客様は、「Markit ベンダー・データ」を、Markit の知的財産および機密として取り扱うものとします。
- c. Markit は随時、その単独かつ独断的な裁量により、「Markit ベンダー・データ」を更改、修正もしくは何らかの変更を行うか、または「Markit ベンダー・データ」を受信および/または利用するお客様の権利を終了することができるものとします。

- d. お客様の「Markit 契約」で明示的に許可されない限り、お客様は、(i)「クラウド・サービス」からのアウトプットを介して、「Markit ベンダー・データ」を抽出またはこれにアクセスしてはならず (IBM がお客様に対して配布することのある調査、報告書、プレゼンテーションおよびその他の資料の範囲内における「Markit ベンダー・データ」の限定的、非重要および非系統的な部分に対してアクセスする場合を除きます。)、または (ii)「Markit ベンダー・データ」(「Markit ベンダー・データ」を含むか「Markit ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を再配布、販売または使用許諾してはならないものとします。
- e. お客様は、Markit およびその第三者の情報提供者それぞれが、本条項および本「別紙 A」に定めるその他の免責事項における第三受益者であること、または「Markit ベンダー・データ」の提供における第三受益者であること、ならびに上記を主張する権利を有していることを了承するものとします。
- f. 本「別紙 A」に定めるその他の免責事項を制限することなく、IBM、第三者の情報提供者またはその関連会社はいずれも、お客様に対して以下のいずれかに関するいかなる責任も負いません。(A)「Markit ベンダー・データ」の不正確性、誤りもしくは遺漏(その原因を問いません。)、(B)あらゆる意見、提案、予測、判断もしくはその他の結論による結果またはそれに関係する事項、あるいはお客様もしくは第三者が決定した何らかの行為の過程(「Markit ベンダー・データ」に基づくかを問いません。)、あるいは(C)上記(A)または(B)に起因するあらゆる損害(直接損害または間接損害を問いません)。

#### 6.4 MSCI

MSCI との間の「IBM 処理代行契約」に従い、「MSCI ベンダー・データ」(「MSCI ベンダー・データ」を含むか「MSCI ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。

- a. お客様は以下を表明するものとします。
  - (1) お客様が、「MSCI ベンダー・データ」の受信に関する契約(以下、「MSCI 契約」といいます。)を MSCI と直接締結しており、かかる契約が現在有効であり、かつ、これに基づく使用許諾料およびその他の弁済期日が到来している支払金額のすべてを支払っていること。
  - (2) お客様が、社内の目的に限定して「MSCI ベンダー・データ」を利用すること、および「MSCI ベンダー・データ」をいかなる第三者に対しても、何らかの形式または方法により再配布しないこと。お客様は、「MSCI ベンダー・データ」の利用および再配布に関するこの制限が、「MSCI ベンダー・データ」を含むか「MSCI ベンダー・データ」から派生したあらゆる「クラウド・サービス」からのアウトプットに適用されることを、了承するものとします。
  - (3) お客様は「MSCI ベンダー・データ」を、取引所に上場されているか、店頭取引であるか、または私募もしくはその他の方式によるかにかかわらず、ファンド、複合金融証券もしくは金融派生証券(オプション、ワラント、スワップおよび先物取引など。)を含む(これらに限定されません。)証券または金融商品の創設、管理、助言、作成、売買、販売または宣伝に関連して利用してはならず、何らかの指数(カスタム指数またはその他)を作成するために利用してはならず、かつ第三者に利用させてはならないこと。
  - (4) お客様が、「MSCI ベンダー・データ」を MSCI の知的財産として取り扱うこと。お客様は、MSCI が、「MSCI ベンダー・データ」および「MSCI ベンダー・データ」における企業秘密、著作権、商標権およびその他の知的財産権の唯一かつ独占的な権利者であることを、了承するものとします。
  - (5) お客様が次の事項を行わないこと。(i)「MSCI ベンダー・データ」の構成要素のコピー、(ii)「MSCI ベンダー・データ」の構成要素の変更、修正または改作(翻案、逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリングまたは二次的著作物の作成を含みますが、これらに限定されません。)または(iii)「MSCI ベンダー・データ」の構成要素を、前述のいずれかの事項のために、またはその他の利用のために(ローン、貸付、サービス・ビューロー、社外のタイム・シェアリングまたは類似の取り決めによる利用を含みますが、これらに限定されま

せん。)、その他の者または法人(お客様の現在および将来における親会社、子会社および関連会社を含みますが、これらに限定されません。)に対して直接または間接に提供すること。お客様は、「MSCI ベンダー・データ」の利用に関するこの制限が、「MSCI ベンダー・データ」を含むか「MSCI ベンダー・データ」から派生したあらゆる「クラウド・サービス」オフファリングからのアウトプットに適用されることを、了承するものとします。

- b. お客様は、「MSCI ベンダー・データ」上に記載されている著作権、知的財産権および制限に関するすべての説明文を、「MSCI ベンダー・データ」の許可されたすべてのコピーに再現するものとします。
- c. お客様は、「MSCI ベンダー・データ」の利用に関する全リスクをお客様が負担することを了承し、かつ、お客様またはお客様が許可した関連会社による「MSCI ベンダー・データ」の利用に関連して生じるあらゆる請求につき、MSCI に損害を被らせないことに同意するものとします。
- d. お客様は、MSCI が、その単独かつ独断的な裁量により随時、「MSCI ベンダー・データ」を受信および/または利用するお客様の権利を終了することができることを、了承するものとします。
- e. お客様は、MSCI が、「別紙 A」のこの部分における第三受益者として、「MSCI ベンダー・データ」に関連する「別紙 A」のこの部分のすべての条項を執行する権利を有することを了承するものとします。

## 6.5 RUSSELL

Russell との間の「IBM 処理代行契約」に従い、「Russell ベンダー・データ」(「Russell ベンダー・データ」を含むか「Russell ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。

- a. お客様は以下を表明するものとします。
  - (1) お客様が、現在有効な「Russell Equity Indexes Research License Agreement」(以下、「**Russell 契約**」)と申します。)を、適切なサブスクリプション・レベルで Russell との間で締結しており、かつ、これに基づく使用許諾料およびその他の弁済期日が到来している支払金額のすべてを支払っていること。
  - (2) お客様が、「Russell ベンダー・データ」(「Russell ベンダー・データ」を含むか「Russell ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に関する「Russell 契約」に定めるすべての義務および制限を遵守すること。
- b. お客様は、Russell Investment Group が、「Russell ベンダー・データ」およびそれに関連するすべての商標(トレード・マークおよびサービス・マーク)および著作権の提供者および権利者であることを了承するものとします。お客様は、「Russell ベンダー・データ」を、Russell の知的財産および機密として取り扱い、かつ、「Russell ベンダー・データ」上に記載されている著作権、知的財産権および制限に関するすべての説明文を、「Russell ベンダー・データ」の許可されたすべてのコピーに再現するものとします。Russell® は、Russell Investment Group の商標です。
- c. Russell は、随時、その単独かつ独断的な裁量により、「Russell ベンダー・データ」を改変、修正もしくは何らかの変更を行うか、または「Russell ベンダー・データ」を受信および/または利用するお客様の権利を終了することができるものとします。お客様の違反により IBM が「Russell ベンダー・データ」の処理を終了する場合、お客様は、「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」および本「別紙 A」に定めるか、その他コモンロー上または衡平法上 IBM が得られる救済に加えて、「サブスクリプション期間」の残余期間につき支払われるべき「Russell ベンダー・データ」に関する料金を、速やかに支払うものとします。かかる料金は、当該終了の発効日の 1 日前に弁済期が到来するものとします。上記は「Russell ベンダー・データ」に関する IBM の損失について現実的な見積額を表すものであって、違約金を意図するものでないことに、お客様は同意するものとします。

- d. お客様の「Russell 契約」で明示的に許可されない限り、お客様による「Russell ベンダー・データ」(「Russell ベンダー・データ」を含むか「Russell ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)のいかなる再配布も、禁止されるものとします。

## 6.6 STANDARD & POOR'S (S & P)

S & P との間の「IBM 処理代行契約」に従い、「S & P ベンダー・データ」(「S & P ベンダー・データ」を含むか「S & P ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。

- a. お客様は以下を表明するものとします。
- (1) お客様は、「S & P ベンダー・データ」の受信に関する法的拘束力のある個別契約書(以下、「S & P 契約」といいます。)を S & P との間で締結しており、かつ、これに基づく使用許諾料金およびその他の弁済期日が到来している支払金額のすべてを支払っていること。
  - (2) お客様が、「S & P ベンダー・データ」(「S & P ベンダー・データ」を含むか「S & P ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に関する「S & P 契約」に定めるすべての義務および制限を遵守すること。
  - (3) お客様の「S & P 契約」が何らかの事由により終了した場合、お客様は、IBM に対して速やかに書面で通知すること。
- b. お客様は、「S & P」データにおけるすべての知的財産権(著作権、データベース権および商標権を含みますが、これらに限定されません。)は、その中に含まれているすべてのデータ、ソフトウェア、製品および文書も含めて、現在も今後も、S & P、その関連会社およびそれらの第三者のライセンス交付者の独占的な財産であることを、了承するものとします。お客様は、当事者として訴訟に参加する場合を除き、IBM または S & P が、「S & P ベンダー・データ」における S & P もしくはその関係会社または第三者の権利を完全に履行および保護するために行う、すべての合理的な要求に、応じるものとします。お客様は、不法な侵害から S & P の知的財産権を保護する措置を実施するために、IBM および S & P に協力するものとします。
- c. お客様の「S & P 契約」で明示的に許可されない限り、お客様は、「S & P ベンダー・データ」(「S & P ベンダー・データ」を含むか「S & P ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を、オンラインでの端末画面表示および限定的な問い合わせアクセスの目的に限って利用するものとします。
- d. お客様は、「S & P ベンダー・データ」に含まれているか、および/またはその一部であるコンテンツ、著作権表示もしくは免責事項の表示を変更、修正、削除、ブロックせず、または覆い隠さないものとします。
- e. お客様の違反により IBM が「S & P ベンダー・データ」の処理を終了する場合、お客様は、「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」および本「別紙 A」に定めるか、その他コモンロー上または衡平法上 IBM が得られる救済に加えて、「サブスクリプション期間」の残余期間につき支払われるべき「S & P ベンダー・データ」に関する料金を、速やかに支払うものとします。かかる料金は、当該終了の発効日の 1 日前に弁済期が到来するものとします。上記は「S & P ベンダー・データ」に関する IBM の損失について現実的な見積額を表すものであって、違約金を意図するものでないことに、お客様は同意するものとします。

## 別紙 B

本書は、「IBM サービス記述書」の「別紙 B」です。この「別紙 B」は、お客様が下記の「データ・ベンダー」のいずれかを参照する第三者データ処理オプションをサブスクライブしている場合に限り、適用されます。「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」および本「別紙 B」との間に相違が生じた場合は、相違する範囲で、本「別紙 B」の条件が優先するものとします。

### 1. 直接データ・ベンダー

- a. IBM は、「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」、および本「別紙 B」の条件に従い、お客様に代わって、特定の第三者データ・ベンダー(以下、それぞれを「データ・ベンダー」といいます。)から、当該「データ・ベンダー」が提供する、「クラウド・サービス」オファリングの一部としてお客様が必要とする特定のデータ(以下、「ベンダー・データ」といいます。)を直接取得し、それらを管理します。
- b. 本「別紙 B」が対象とする「データ・ベンダー」については、お客様は、当該「データ・ベンダー」と直接、契約を締結する必要はありません。お客様は、「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」、および本「別紙 B」の条件に従って、いかなる形態であっても「クラウド・サービス」オファリングの一部としてのみ「ベンダー・データ」を利用することに同意するものとします。
- c. 本「別紙 B」の第 4 条に含まれる利用条件は、「本契約」、「サービス記述書」、および「取引文書」に定める「クラウド・サービス」オファリングの利用条件よりもさらに制限的な場合があることを、お客様は認めるものとします。お客様はまた、より制限的な利用条件が、お客様による当該「ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これに限定されません。)の利用に適用されることを認めるものとします。

### 2. 料金

「ベンダー・データ」につき「データ・ベンダー」から課される料金の増額を反映するために、IBM は、お客様に代わって行う「ベンダー・データ」の処理に関連する、「クラウド・サービス」オファリングの料金の当該部分を、随時、増額することができます。お客様は、かかる増額について責任を負うことに同意し、これを支払うものとします。

### 3. 補償

以下のいずれかの状況に起因する請求、損失、損害、責任、費用、妥当な弁護士料および費用を含む経費の一切につき、発生時点で、お客様は、IBM およびその第三者情報提供者、およびその関連会社の役員、取締役、従業員、代理人、継承人、および譲受人を補償および免責することに同意するものとします。(i) 「ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これに限定されません。)のお客様による利用もしくは第三者による利用、もしくはこれを利用できないこと、もしくはかかる利用から生じた判断もしくは助言、(ii) 「別紙 B」に定める条件のお客様による違反、(iii) 本「別紙 B」の条件のお客様による違反から生じる、もしくはこれに関連して生じる場合に限り、IBM の契約の IBM による違反。

### 4. 直接データ・ベンダーに固有のご利用条件

以下に記載する「データ・ベンダー」から、「ベンダー・データ」をお客様のために IBM が処理する場合には、次のご利用条件が適用されます。より明確にするために記載しますが、お客様が下記「データ・ベンダー」を参照するデータ処理オプションのいずれもサブスクライブしていない場合、かかる条件はお客様には適用されません。

## 4.1 Axioma

IBM の「Axioma Distribution Agreement」に従い、「Axioma ベンダー・データ」(「Axioma ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)に対するアクセスおよび利用はすべて、次の条件に従います。

- a. お客様は、「Axioma ベンダー・データ」(「Axioma ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を、お客様およびお客様の関連会社の社内業務で直接利用するために利用するものとし、「クラウド・サービス」オファリングを提供するため、またはお客様およびお客様の関連会社の顧客、依頼人ならびに投資家による「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットの利用のために、利用してはならないものとします。
- b. お客様は、「Axioma ベンダー・データ」(「Axioma ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を無断コピーまたは無断使用から保護するためにすべての合理的な措置を講じるものとし、ならびに「Axioma ベンダー・データ」の無断使用の存在を知り得た場合もしくはこれが疑われるか、またはセキュリティ違反が疑われる場合には、IBM に対して速やかに書面で通知し、かつ、かかる違反の救済において合理的な支援を提供することに同意するものとします。
- c. お客様は、Axioma Inc. が、「Axioma ベンダー・データ」、関連 Axioma 文書ならびにそれに関連するすべての商標(トレード・マークおよびサービス・マーク)および著作権の提供者であり、その唯一かつ独占的な権利者であることを了承するものとします。お客様は、「Axioma ベンダー・データ」が、Axioma の有価値の知的財産および企業秘密を構成することを、了承するものとします。お客様は、IBM または Axioma が、「Axioma ベンダー・データ」における Axioma の契約上、制定法上およびコモンロー上の権利を保護するために行う、すべての合理的な要求に応じるものとします。
- d. お客様は、「Axioma ベンダー・データ」(「Axioma ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」からのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)およびお客様に提供される関連 Axioma 文書を、機密情報として取り扱うものとします。お客様は特に、(i) お客様が開示することを希望しない自己の類似の情報を利用する場合と同一の注意および配慮をもって、機密情報の開示を防ぐものとし、かつ(ii)「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」および本「別紙 B」に基づき許可された自らの活動を行う目的に限って機密情報を利用するものとします。
- e. お客様は、「クラウド・サービス」オファリングを介して、もしくは「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットから「Axioma ベンダー・データ」を抽出、アクセスまたはリバース・エンジニアリングをしてはならず、または(ii)本「別紙 B」で明示的に許可されない限り、「Axioma ベンダー・データ」(「Axioma ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)を利用してはならないものとします。
- f. お客様は、IBM が「Axioma ベンダー・データ」を利便性のために処理していること、ならびに IBM、IBM に対する第三者の情報提供者またはそれらの関連会社のいずれもが、「Axioma ベンダー・データ」の品質または可用性について、いかなる責任(偶発債務か否かを問いません。)も負わないことを了承します。「Axioma ベンダー・データ」(「ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オファリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)は、お客様のために処理され、「現状有姿」でお客様に提供されます。IBM、IBM に対する第三者の情報提供者、およびそれぞれの関連会社のいずれも、「Axioma ベンダー・データ」(またはその利用、その利用により取得した結果の利用、またはかかる利用から生じた判断もしくは助言)について、明示と黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。IBM および IBM に対する第三者の情報提供者は、権原に対する保証、独創性、精度、互換性、品質、性能、正確性、完全性、信頼性、適時性、第三者権利の不侵害の保証、商品性の保証ならびに特定目的および使用に対する適合性の保証を含む(これらに限定されません。)いかなる



黙示的保証も、明示的に否認します。お客様は、Axioma およびその第三者の情報提供者それぞれが、本条項および本「別紙 B」に定めるその他の免責事項における第三受益者であること、または「Axioma ベンダー・データ」の提供における第三受益者であること、ならびに上記を主張する権利を有していることを了承するものとします。

- g. 「Axioma ベンダー・データ」(「Axioma ベンダー・データ」を含むか「Axioma ベンダー・データ」から派生した「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプット、または「Axioma ベンダー・データ」の利用もしくはパフォーマンスから得られたその他の結果を含みますが、これらに限定されません。)のお客様による利用、利用の許可、またはこれを利用させることに関するすべてのリスクは、お客様が負うものとします。前記の条件を制限することなく、IBM、第三者の情報提供者またはその関連会社はいずれも、お客様に対して以下のいずれかに関するいかなる責任も負いません。(A)「Axioma ベンダー・データ」の不正確性、誤りもしくは遺漏(その原因を問いません。)、(B)あらゆる意見、提案、予測、判断もしくはその他の結論による結果またはそれに関係する事項、あるいはお客様もしくは第三者が決定した何らかの行為の過程(「Axioma ベンダー・データ」に基づくかを問いません。)、あるいは(C)上記(A)または(B)に起因するあらゆる損害(直接損害または間接損害を問いません)。前記の条件を制限することなく、および「本契約」、「ご利用条件」または本「別紙 B」においてこれと異なる規定がある場合でも、IBM、第三者の情報提供者またはそれらの関連会社はいずれも、「Axioma ベンダー・データ」、「Axioma ベンダー・データ」のお客様による利用もしくはこれを利用できないこと、または「Axioma ベンダー・データ」の利用の結果に関するか、Axioma から IBM に提供される「Axioma ベンダー・データ」の遅延もしくは不履行に関するか、または IBM による本「別紙 B」の履行もしくは不履行(行為の形態を問いません。)に関して、「本契約」、「ご利用条件」もしくは本「別紙 B」に基づき生じるあらゆる直接損害または間接損害(逸失利益、事業の中断、企業情報の喪失、節約すべかりし費用、特別損害、懲罰的損害またはその他の付随的もしくは派生的損害を含みますが、これらに限定されません。)について、お客様またはその他の第三者に対していかなる責任も負いません。このことは、IBM、第三者の情報提供者またはそれらの関連会社がかかる損害の可能性について通知を受けていた場合、または予見し得た場合も同様とします。
- h. お客様は、IBM からの 5 日前の通知に応じて、IBM に対して記録および文書を提出し、ならびに、IBM が合理的に必要とし、かつ IBM が、本「別紙 B」の諸条件をお客様が遵守しているかを判断するのに合理的に必要な範囲において、お客様の施設およびシステムに対する支援ならびにアクセスを IBM に提供するものとします。

## 4.2 Thomson Reuters

IBM の「Thomson Reuters ベンダー・データ契約」に従い、本書に基づいて提供されるコンテンツのうち、Thomson Reuters から供給されるもの(以下、「TR データ」といいます。)(「TR データ」を含む「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これらに限定されません。)へのアクセスおよびその利用には、次の特記事項および条件が適用されます。

- a. The TR Data is copyright © 1999 - 2013, Thomson Reuters. All rights reserved. Thomson Reuters (Markets) LLC, Thomson Reuters Canada Limited、およびその関係会社は本書においては「Thomson Reuters」といいます。
- b. Thomson Reuters またはその第三者プロバイダーは、「TR データ」について、これらに限らないものの、著作権、商標権、特許権、データベース権、営業秘密、ノウハウ、およびその他の知的財産権、または導出の保護形態もしくは同等の効果を持つ形態を含むすべての権利、権原、および利益を所有し、保持するものとし、お客様には、それらに関する、またはそれらに対する所有権は付与されていません。「TR データ」は、Thomson Reuters またはその第三者プロバイダーの機密情報と営業秘密です。「TR データ」の表示、実施、再生、配布、または「TR データ」の二次的著作物の作成は、形式や方法に関係なく、明示的に禁止されています。ただし、本書にて明示的に許可されている場合、さもなければ Thomson Reuters の書面による事前許可を得ている場合は除きます。
- c. IBM は「TR データ」を利便性のために提供するものであり、「TR データ」の品質または可用性について責任を負わないことを、お客様は了承します。お客様は、「TR データ」の一般的な形式、内容、機能、パフォーマンス、および制限を了承しており、「TR データ」が自身の目的に適合していると自ら納得していることを認めるものとします。

- d. お客様は、「TR データ」(「TR データ」を含む「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これに限定されません。)を、お客様の社内業務で利用するために、またはお客様の従業員、役員、取締役、請負業者、代理人およびアドバイザー(弁護士、コンサルタントおよび会計士を含みますが、これらに限定されません。)、もしくはお客様の顧客との相談で利用するために、使用することができます。上記の「TR データ」の配布を除き、お客様は、「TR データ」または「TR データ」の一部(「TR データ」を含む「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットを含みますが、これに限定されません。)をさらに再配布しないものとします。ただし、書面で IBM が明示的に認めている場合は除きます(IBM がかかる許可を提供するには Thomson Reuters の同意が必要であることが認識されています。)。本「サービス記述書」の終了または満了時に、本書に基づき「TR データ」に付与されるすべての権利は即時終了するものとします。お客様は、「クラウド・サービス」オフリングを使用するお客様により生成されたすべての報告書、プレゼンテーション、発表およびその他の資料のコピーを保持することが認められるものとし、かかる報告書、プレゼンテーションもしくは発表、または本「サービス記述書」の期間中に作成されるその他が、「サービス記述書」に準じたお客様の使用にのみ制限されるものとするを条件とします。
- e. お客様は、「TR データ」の特定要素へのアクセスが停止する場合があること、または Thomson Reuters により、もしくはかかる要素の第三者プロバイダーの指示を受けて、特定の条件の適用を受ける場合があることを了承します。「TR データ」に <http://www.thomsonreuters.com/3ptyterms> で規定される「一般制限/通知」ページで参照される第三者データを含む場合に限り、かかる「一般制限/通知」ページで規定される条件がお客様に適用されるものとします。お客様が第三者の条件のうち適用される可能性のあるものについて疑問がある場合には、IBM サポート担当員にお問い合わせください。
- f. いずれの暦年においても、「TR データ」の条件に基づく、あるいは、関連する損失、損害、または費用に対する IBM の責任の総額は(過失、契約違反、不実表示、またはその他理由に関わらず)、当該暦年につき「TR データ」のためにお客様に代わって支払われた料金の総額を超えないものとします。
- g. IBM、IBM の関連会社、Thomson Reuters、その第三者プロバイダーはいずれも、「TR データ」が中断なく、エラーなしで、適宜に、完全に、正確に提供されることを保証せず、当該物の使用から得られる結果について保証するものではありません。「TR データ」もしくはお客様による「クラウド・サービス」オフリングからのアウトプットにアクセスするお客様、その関連会社または第三者の、「TR データ」の使用およびそれに対する信頼は、お客様ご自身の責任でなされるものとします。IBM、IBM の関連会社、Thomson Reuters、その第三者プロバイダーはいずれも、いかなる場合であれ、お客様またはその他の組織もしくはその他の者が「TR データ」を使用できないことについても、また、原因に関係なく、「TR データ」の使用において、もしくは「TR データ」の使用に起因する、不正確性、誤り、遺漏、遅延、コンピューター・ウイルスもしくはその他の欠陥や破損、損害、請求、債務もしくは損失に対して、責任を負いません。「TR データ」は「現状有姿」にてお客様に提供され、いかなる保証も提供されません。適用法の許す限りにおいて、いかなる商品性の保証、特定目的適合性の保証、権原保証、権利不侵害保証を含むいかなる保証も、明示的もしくは暗示的に、本書に基づき提供されるものではありません。
- h. Thomson Reuter またはその第三者プロバイダー、あるいはその担当者への「TR データ」に関連する、直接的または間接的損害、特殊または偶発的損害、または結果として起こる損害、損失または費用についての予見の有無を問わず、いかなる場合も、Thomson Reuters またはその第三者プロバイダーは、それらの損害、損失、または費用について責任を負いません。これには、直接的または間接的損害、特殊または偶発的損害、または結果として起こる、損害、損失または費用などが含まれますが、これらに限られません。さらに、Thomson Reuters またはその第三者プロバイダーは、いかなる方法でも、「クラウド・サービス」オフリングに対して責任を負わないものとします。

## 別紙 C

本書は、「IBM サービス記述書」の「別紙 C」です。「本契約」、「サービス記述書」、「取引文書」および本「別紙 C」の間に相違が生じた場合は、その限りにおいて、本「別紙 C」の条件が優先するものとします。

### 1. 禁止事項

以下の用途での使用は、Microsoft もしくは Red Hat またはその両方に禁止されています。

危険性の高い用途の禁止: お客様は、「クラウド・サービス」オフリングの障害が生命の危険、重大な人身傷害もしくは重大な物的損害または環境被害を招く可能性のあるアプリケーションまたは状況 (以下、「危険性の高い用途」といいます。) で、「クラウド・サービス」オフリングを利用しないものとします。「危険性の高い用途」には、航空機、またはその他の人の大量輸送手段、核施設、化学施設、生命維持装置、体内埋込型医療機器、自動車、または兵器システムが含まれますが、これらに限定されるものではありません。「危険性の高い用途」には、その不具合が生命の危険、重大な人身傷害もしくは重大な物的損害または環境被害につながるものない構成データ、エンジニアリングもしくは構成ツール、またはその他非管理アプリケーションを保管するための管理を目的とした「クラウド・サービス」の利用は含まれません。これらの非制御アプリケーションは、制御を実行するアプリケーションと通信することはできますが、制御機能には直接または間接に関与しないものとします。

### 2. CUSIP

コンテンツに CUSIP 識別コードが含まれる場合、CUSIP データベースおよびそれに含まれる情報は、現在も今後も、Standard & Poor's CUSIP Global Services (以下、「CGS」といいます。) および American Bankers Association (以下、「ABA」といいます。) が所有または使用の許諾を受けた重要な知的財産であって、当該資料またはそれらに含まれる情報に関する専有権は、一切お客様に譲渡されないことにお客様は同意し、これを認めるものとします。取引の清算および決済以外でお客様が使用する場合には、CGS からの使用許諾が必要となりますが、これには使用量に基づく料金が伴います。かかる資料の不正流用または不正使用は、CGS および ABA に対して深刻な損害を与えること、かかる場合には、金銭による損害賠償が CGS および ABA に対する十分な補償とはならない場合があることにお客様は同意するものとします。したがって、不正流用または不正使用があった場合には、CGS および ABA は、CGS および ABA が権利を有する法的または金銭的なその他の救済に加え、差止めにより救済を得る権利を有することに、お客様は同意するものとします。

通常の証券取引の清算および決済に関連する場合を除いて、お客様は、いかなる人物またはエンティティに対しても、CUSIP データベースもしくはそれに含まれる情報、またはそれらの要約もしくは一部を、いかなる媒体においても公表または配布してはならないことに同意するものとします。さらに、CUSIP のコードおよび銘柄の使用は、自らのために、またはかかるサービスを受ける第三者の受領者のために、CUSIP の銘柄またはコードのマスター・ファイルまたはデータベースを作成するか保持することは意図されておらず、それらの作成または保持の目的を支援するものでもないこと、ならびに、CUSIP のマスター・テープ、印刷物、データベース、インターネット、電子的、CD-ROM によるサービス、および/または CGS により開発される将来のサービスの代替物を作成することは意図されておらず、いかなる方法においてもその代替物とならないことにお客様は同意するものとします。

CGS、ABA、またはそれらの関連会社のいずれも、CUSIP データベースに含まれる情報の正確性、妥当性、または完全性について、明示もしくは黙示を問わず、何らの保証も行いません。かかる資料は、「現状有姿」でお客様に提供され、商品性の保証、特定目的適合性もしくは使用に対する保証、当該資料の使用から得られた結果に関する保証は適用されません。CGS、ABA、またはそれらの関連会社のいずれも、誤りまたは遺漏についていかなる責任も負わず、その予見の有無を問わず、直接損害、間接損害、特別損害、その他の拡大損害のいずれであるかを問わず、いかなる損害についても責任を負いません。契約、不法行為またはその他を問わず、何らかの訴訟の原因による CGS、ABA、またはそれらの関連会社の責任は、いかなる場合においてもその訴訟の原因が発生したとされる月に当該資料の入手のためにお客様が支払った料金額を、超えないものとします。さらに、CGS および ABA は、CGS および ABA の支配を超えた事情による遅延または不履行について、責任を負わないものとします。

お客様は、前記の諸条件は、上記の資料に対するお客様のアクセス権が終了した後も存続することに同意するものとします。著作権は米国銀行協会に帰属します。CUSIP データベースは、McGraw-Hill Companies Inc. の子会社、Standard & Poor's CUSIP Global Services によって提供されます。All rights reserved.

本条の確認事項は、お客様と CGS との間で直接締結される書面による契約に明示的に従うものであり、その契約を修正またはそれに優先するものとは解釈されないものとします。